

## 水戸地方裁判所の不動産競売事件申立てについて

1 申立て先となる裁判所と担当区域（不動産の所在地が基準となります。）

**【水戸地方裁判所（本庁）民事部執行係 不動産執行受付】**

（〒310-0062 茨城県水戸市大町一丁目1番38号 電話 029-224-8380）

<担当区域>

水戸市、ひたちなか市、那珂市、鉾田市、笠間市、常陸太田市、常陸大宮市、小美玉市（ただし、旧小川町、旧美野里町に属する地域）、桜川市（ただし、旧岩瀬町に属する地域）、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町、東茨城郡大洗町、久慈郡大子町、那珂郡東海村  
鹿嶋市、潮来市、行方市、神栖市、日立市、高萩市、北茨城市

**【水戸地方裁判所土浦支部 民事執行係】**

（〒300-8567 茨城県土浦市中央一丁目13番12号 電話 029-821-4373）

<担当区域>

土浦市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡阿見町、稲敷郡美浦村、石岡市、小美玉市（ただし、旧玉里村に属する地域）

**【水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 民事執行係】**

（〒301-0824 茨城県龍ヶ崎市4918 代表電話 0297-62-0100）

<担当区域>

龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、稲敷郡河内町、取手市、守谷市、北相馬郡利根町

**【水戸地方裁判所下妻支部 不動産執行係】**

（〒304-0067 茨城県下妻市下妻乙99 電話 0296-43-6942）

<担当区域>

下妻市、常総市、結城郡八千代町、筑西市、結城市、桜川市（ただし、旧真壁町、旧大和村に属する地域）、古河市、坂東市、猿島郡五霞町、猿島郡境町

2 申立てに必要な書類（事案に応じた追加書類が必要となることがあります。）

(1) 競売申立書（申立手数料分の収入印紙を貼付） 1部

※A 4 版、左側に 30 mm以上の余白、ホチキス綴じ、各頁上部に捨印

※申立債権者連絡先（電話番号・ファクシミリ番号、担当者名など）

※ なお、申立書に誤字脱字、添付書類に不足があると、補正のため差押え手続が遅れる恐れがありますので、提出前に再度の見直しをお願いします。

※ 書式をお探しの方は、裁判所公式HP内の東京地方裁判所の「裁判手続きを利用する方へ」から、「民事第 21 部（民事執行センター・インフォメーション 21）」を選び、適宜の書式を入手して裁判所名を訂正してご利用ください。

## (2) 添付書類

### A（強制競売の場合）

執行力のある債務名義の正本及び送達証明書…原本 1 部・コピー 1 部

仮差押から本執行への移行の申立てである場合は、その旨の上申書（申立書に記載することでも可）及び当該仮差押決定正本写し

B 対象物件の不動産登記事項証明書（全部事項証明書）（発行日が申立日前 1 か月以内）…原本 1 部・コピー 2 部 ※（注）

C 対象物件の公課証明書（評価額証明書では不可）…原本 1 部・コピー 2 部

D 当事者の資格証明書等

（申立債権者が法人の場合）

法人の登記事項証明書又は代表者事項証明書（発行日が申立日前 3 か月以内）…原本 1 部

（債務者・所有者が法人の場合）

法人の登記事項証明書（発行日が申立日前 1 か月以内）…原本 1 部・コピー 2 部

（債務者・所有者が個人の場合）

住民票（発行日が申立日前 1 か月以内）※**個人番号（マイナンバー）の記載のないもの**…原本 1 部・コピー 2 部

（不動産登記記録上の氏名・住所等が現在と異なる場合）

登記記録と現在までの連続性を説明できる資料（例：商業登記の閉鎖事項証明書、戸籍の附票、住民票の除票など）を提出してください。

（社員等の代理人が申し立てる場合）

代理人許可申請書（収入印紙 500 円貼付）・委任状・社員証明書（当該社員の使用印鑑の届出を含む）

- (3) 目録の写し…当事者の数+4部
- A (強制競売の場合) 請求債権目録
  - B (担保不動産競売の場合) 担保権・被担保債権・請求債権目録
  - C (工場抵当法3条の目録が登記にある場合) 機械器具等の目録
- (4) その他
- A 法務局備付けの地図又は地図に準ずる書面(公図)、建物図面、各階平面図、地積測量図の各写し…原本1部・コピー2部  
 ※備付けされていない場合はその旨の上申書を提出。  
 ※なお、地図等への書き込み、拡大・縮小コピーは不可。
  - B 物件案内図(物件所在地をマーキングしたもの)…2部
  - C (対象物件の土地に建物がない場合、未登記建物が存在する場合)  
 上申書…原本1部・コピー2部
  - D 特別売却に関する意見書(申立書に記載することでも可)…1部
  - E (滞納処分庁の差押えが先行している場合)  
 続行決定の申立書…1部
  - F 94円切手を貼付した宛先記載済みの返信用封筒(後記の予納の依頼などの事務連絡の際に利用します)

※(注) 以下の場合は、対象物件以外について下記の書類も必要となります。

…各原本1部・コピー2部

- (a) 対象物件が土地のみの場合で、土地上に登記された建物がある  
 建物の登記事項証明書
- (b) 対象が建物のみの場合 (敷地権付区分所有建物を含む)  
 敷地の登記事項証明書 + 敷地の法務局備付けの地図又は地図に準ずる書面(公図)

### 3 申立てにかかる費用

#### (1) 申立手数料(収入印紙)

<担保権実行の場合> 担保権1つにつき 4000円

<強制競売の場合> 債務名義1つにつき 4000円

※強制競売について、1通の申立てで債権者又は債務者が複数の場合は、その数に4000円を乗じた額。

(2) 予納金（郵便料や調査料などの費用として、予め納めていただくもの）

物件	1～5筆	50万円
	6～10筆	80万円
	11筆以上	100万円

※共同住宅や工場など事案によっては、基準によらないこともあります。

※二重開始事件は完全二重であれば原則30万円

※自動車執行・自動車担保競売（担当区域は自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置が基準となります。）は10万円

※事件の進行中、必要に応じて追加納付をしていただくことがあります。

※手続のすべてが終わった後に、残った予納金についてはお返しします。

(3) 差押登記のための登録免許税

確定請求債権額（根抵当権の実行の場合は確定請求債権額と極度額を比較して少額の方。）の1000円未満を切り捨て、これに1000分の4を乗じて得た額の100円未満の部分の切り捨てたものが、登録免許税額。

金融機関に備付けの国庫金納付書により納付し、その領収証書を提出（税額3万円以下なら、収入印紙でも可）。

予納金納付依頼時に登録免許税額も通知する予定。納付はそのときで可。

#### 4 競売事件の取下げ

取下書及び差押登記抹消のための収入印紙（対象物件の筆数×1000円）の提出が必要です。

#### 5 記録（評価書等）の閲覧謄写

事件の進行状況等によってはご覧いただけない場合がありますので、事前にご連絡ください。（本庁申立て分については、物件明細・売却係（電話029-224-8347 または 029-224-8348）まで。支部申立て分については冒頭記載の申立て先電話番号まで。）